

## 《健康増進支援事業について》

認定 NPO 法人日本ヨガ連盟がおこなっている事業のなかに【健康増進支援事業】があります。会員の活動の場を広げるための活動です。概要はヨガによる健康増進、病気予防のための、場づくりのお手伝いを目的に活動し、将来的には当法人巡回講習事業の業務委託先の増加に寄与するものです。ヨガ教室の開校をしたい、教室の開校をお知らせするためのイベントを開催したいけど、方法がわからない…など一步を踏み出したい方はご活用ください。企画・運営は、個人、エリア、グループ単位でできます。企画や運営、無料教室からサークル化へ発展させる具体的な方法など、エリアリーダーや事務局への相談を受け付けています。

### ■健康増進支援活動の企画立案

活動希望者は事前に事業活動企画提案書を提出し、理事会の承認を得てください。

### ■健康増進支援活動の実施要項

- ・ 一定の期間を設ける
- ・ 教室参加者の参加費は基本無料が望ましい。(あるいは低額)
- ・ 会場費は当法人負担(その他の経費についてはご相談下さい)
- ・ ちらし作成サポートあり。(印刷は各自の作業、経費自己負担)
- ・ 当該企画者は企画書を提出、理事会承認を得る。

### ■健康増進支援活動の承認要件

1. ロコモケアメイト養成講座等、他の事業とは別に実施する。
2. 可能な限り、レクリエーション保険などの加入をすること。
3. 支援期間終了後は、参加者内に代表者を設け、サークルとしての運営を促す。
  - ① サークルは、一年間は存続させる。
  - ② サークルと当法人は契約書を交わすことを前提とする。
  - ③ 無料教室終了後はサークルより受講料を当法人へ振り込む。
  - ④ 担当講師は支払申請書にて報告、講師手当は給与として支給される。
  - ⑤ 契約期間満了後は自由契約とする。(個人活動とする or 法人契約の継続とする)

### ■健康増進支援活動終了後

事業活動報告書および経費精算書、任意で写真(活動の様子)を提出してください。(収支に関することは会計ガイドラインを参照してください)